

## 憲法改正問題に関する意見交換会概要

1 日 時 平成18年8月25日(金) 13:45～15:30

2 場 所 都道府県会館6階 知事室

3 出席者 (全国知事会)

麻生 渡(福岡県知事、全国知事会会長)

西川一誠(福井県知事、憲法問題特別委員会委員長)

福田富一(栃木県知事、憲法問題特別委員会委員)

山田啓二(京都府知事、憲法問題特別委員会委員)

(自由民主党)

船田 元(党憲法調査会会長、衆議院議員)

大島理森(党新憲法起草委員会地方自治に関する小委員会委員長)

4 意見交換概要

- ・ 昨年11月に発表された自由民主党「新憲法草案」に対して、知事会としての意見を述べ、今後、憲法改正がある場合に、地方分権の考え方を新憲法の中に取り込むことを自由民主党あて要望

(出席者の主な発言事項は次のとおり)

### 西川知事発言事項

(総括的事項)

- ・ 7月5日の北朝鮮ミサイル発射の対応で再認識されたように、国際関係がグローバル化し、複雑化する中で、国民の自由と権利、豊かな国民生活を保障するためには、国は外交、防衛、金融政策などの国家レベルの政策にこれまで以上に取り組み、地方は地域の課題にかかわる政策を自らの責任で推進するという役割分担、すなわち地方分権の推進が不可欠。このような地方分権の確立は、国のかたちに関わるものとして、憲法改正の議論にふさわしいもの。
- ・ 憲法改正論議を通じ、地方分権の必要性が広く国民の間に定着するよう、麻生会長をはじめ各知事と力を合わせ、運動を展開していく所存。今後、憲法改正案が検討されることとなった場合には、ぜひ「地方分権の推進」が新憲法に反映されるよう、自民党のご尽力を賜りたい。

(個別事項)

- ・ 新憲法草案前文に「地方自治の発展を重視する」と書き込まれたことは評価。
- ・ しかし、さらに踏み込んで、地方自治の保障を憲法前文に明確に書くことが必要。
- ・ 地方自治の本旨として「住民自治」「団体自治」の保障を明記すべき。
- ・ 条例については「法律の範囲内で条例を制定できる」というのではなく、条例制定権を憲法上保障すべき。

**麻生会長発言事項**

- ・ 道州は憲法上、広域的自治体であることが重要。
- ・ 自治体の国政への参加手続きについて、検討することが必要。

**山田知事発言事項**

- ・ 地方自治を担う主体と権限をはっきり書くべき。

**福田知事発言事項**

- ・ 地方自治特別法の住民投票制度は存続させるべき。

**船田会長発言事項**

- ・ 自民党草案がこのままで完全であるとは思っていない。今回聞かせていただいた意見は十分参考にさせていただき、バージョンアップを図りたい。これからも憲法が国会で論議される場合には、知事会をはじめ地方の意見を聞かせていただきたい。

**大島委員長発言事項**

- ・ 地方自治については条文数をかなり増やし、充実を図った。地方財政の充実を図れるよう関係条文については今後検討を重ねる。今後国会で議論されることになった場合には、地方の協力をよろしく願いたい。